

第3期障害者計画編

第1章 人権を尊重し共に認め合う

1 啓発活動の推進

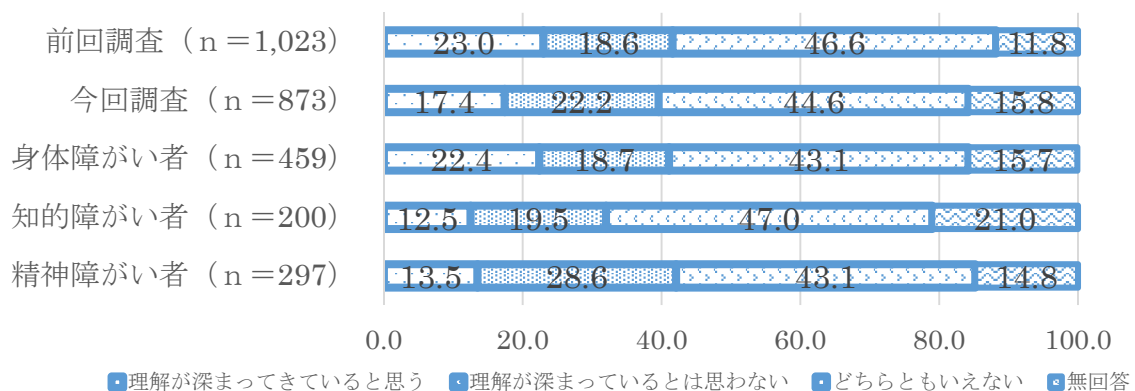
〈現状と課題〉

障がいのある方もない方も、社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそあたり前の社会であるというノーマライゼーション※の理念を社会に定着させるためには、市民に対して、障がいに関する正しい知識の普及と障がいのある方への理解を図ることが極めて重要です。

障がいのある方に対する市民の理解度は近年、確実に高まっているとはいえ、アンケート調査をみると、5年前に実施した調査結果（前回調査）に比べ「理解が深まってきているとは思わない」と回答する人の割合が増加しています。

このため、「広報」「ホームページ」などあらゆる機会をとらえながら啓発活動の取組を今後一層充実していくことが求められ、「障がい」や「障がいのある方」に対する市民の正しい理解と協力を求めるための啓発活動を、引き続き充実していく必要があります。

《「障がい」や「障がいのある方」に対する理解の深まり（再掲）》



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成29年5月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成23年10月）

※ ノーマライゼーション：

障がいのある方もない方も、誰もが安心して自立した生活を送ることができる社会を目指す理念。

＜事業計画＞

（１）障がいや障がい者施策に関する効果的な情報提供と啓発資料の作成

- ①「広報」において「障がい」等について市民への啓発活動を推進するとともに、条例等、新たな動きや取組については、広報を通じて周知することでさらなる市民への啓発につなげていきます。
- ②市のホームページ、やまがメイトなどインターネットを通じた、障がい者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発など、多様なメディアの有効活用を図ります。
- ③「障がい」や「障がいのある方」に関する啓発資料の収集に努めるとともに、地域の実情に合わせた啓発パンフレット等の作成に取り組みます。

（２）「障害者週間」やセミナーなどを通じた啓発活動の推進

- ①ふれあい人権講座や地域講演会において「障がい者の人権」をテーマにした講演を組み入れ、幼稚園・保育園・学校・行政・企業・各種団体等広く市民へ理解を深めていきます。
- ②「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）を通じ、地域ぐるみでの人権教育、啓発活動を推進します。

（３）障害者関係団体による自主的な啓発活動の支援

障害者団体による主体的な啓発活動の支援を今後も継続して行います。

2 生涯学習や交流の機会の充実と地域福祉の推進

〈現状と課題〉

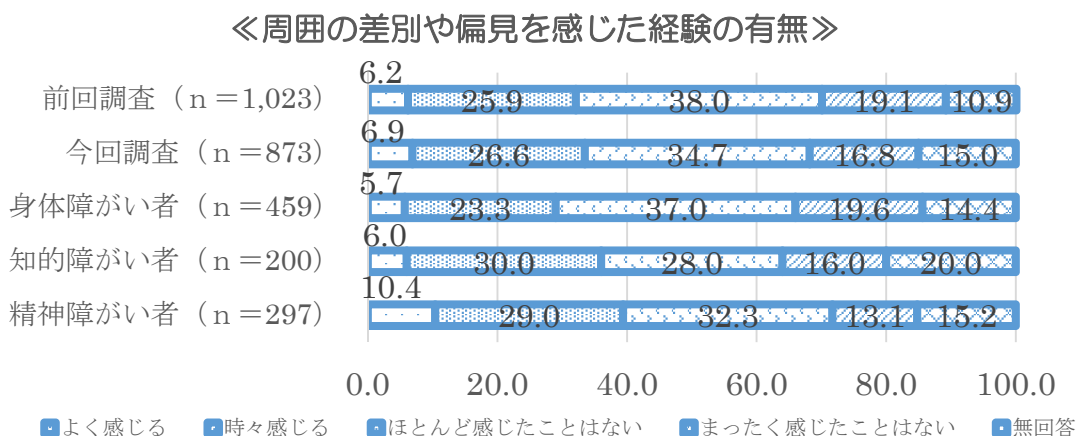
ノーマライゼーションの理念の浸透と共生社会の実現を図るためには、障がいのある方とない方が、交流とふれあいの機会を増やし、相互に理解を深めることが必要であり、そのために生涯を通じた交流活動を一層推進していくことが必要です。

アンケート調査の結果によると、日常生活で周囲の差別や偏見を感じた経験の有無について、「よく感じる」(6.9%)、「ときどき感じる」(26.6%)を合わせた割合は3割強と、前回調査の結果よりその割合が増加しています。

特に、知的障がいのある方や精神障がいのある方の場合、身体障がいのある方に比べ割合が高くなっていることから、障がいに対する理解をさらに深めていくことが課題となっています。

そのためには、啓発活動や福祉教育と併せて、生涯を通じ障がいのある方と実際にふれあう機会を設けることがより有効であり、地域の日常的な活動の中でこうした機会を増やし地域共生社会の実現に向けた取組が必要です。

また、障害者総合支援法に基づくさまざまなサービスを推進するだけでなく、市民の理解と地域での支え合いの仕組みを整え、公的なサービスとの両輪によって総合的に生活支援を行っていくため、社会福祉協議会等と連携を図り、幅広い市民のボランティア活動への参加を推進していくことが重要です。障がいのある方やその介護者のニーズを踏まえながら、ボランティア活動を育成・支援していくことが必要です。



資料：山鹿市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 29 年 5 月）
山鹿市障害者基本計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査（平成 23 年 10 月）

障がいの有無にかかわらず、芸術・文化活動に参加することは、充実感や共感によって生活を豊かにし、また創作意欲は目標や達成感を生みます。

特に、障がいのある方が生活の質を上げていくためには、さまざまな地域活動や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加の機会を充実するなどの環境づくりが重要です。

このため、生涯学習事業など関係する施策・事業との連携を図り、障がいのある方も参加しやすい機会を提供していくとともに、参加しやすい環境づくりとして、移動支援やコミュニケーション支援などの参加支援体制づくりが必要となります。

〈事業計画〉

（１）障がいのある方との交流機会の充実

- ①障がいのある方とボランティア、市民との交流を深めるための貴重な機会である各種イベントの推進、ふれあい事業等の一層の充実を図ります。
- ②各種施設等と連携し、今後も地域交流の機会の充実を図ります。

（２）ボランティア活動の推進

- ①市民のボランティア意識を高める広報啓発活動と同時に、ボランティア体験の機会の提供を行います。
- ②社会福祉協議会と連携して、ボランティア団体の育成及びその活動の活発化を支援します。

（３）生涯学習の推進

- ①「生涯学習の推進」の観点から、関係部署と協力し、障がいのある方が参加しやすい内容の学習活動や文化活動の検討や配慮を行います。
- ②障がいのある方の生涯学習を支援する一環として、視覚障がい者用の音訳テープ作成などのコミュニケーション支援をボランティア団体と協力し推進します。今後は、音声訳ボランティアや手話通訳者の育成の検討を図ります。

（４）スポーツ・レクリエーションの促進

- ①「生涯スポーツの振興」の観点から、関係部署と協力し、障がいのある方が参加しやすい工夫や配慮を行い、障がいのある方のスポーツ振興を一層図ります。

（５）障害者団体の自主的な文化・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援

- ①障害者団体が自主的に企画・開催する文化活動や学習活動あるいはスポーツ・レクリエーション活動を支援し、市民との交流を推進します。
また、各団体活動のPRや、ボランティア等での市民の参加協力も目指していきます。

第2章 地域での自立した生活を支え合う

1 保健・医療・福祉などの充実（総合的な支援ネットワークの充実）

<現状と課題>

障がいの原因となる疾病等を予防するためには、人生の各段階（ライフステージ）に応じた健康づくりを推進し、近年増加する生活習慣病に対する予防と早期発見が特に重要です。

アンケート調査の結果では、日常生活を送る上での不安、問題として「自分の健康や体力に自信がない」が最も多く挙げられています。

このため、障がいのある方やその家族介護者が心身ともに健康を保持できる取り組みの充実を図るとともに、医療機関等と連携し、障がいのある方が安心して医療サービスを受けられる体制を一層充実していく必要があります。

また、身体に障がいのある方の場合、生活習慣病に起因する障がいが多く見受けられるほか、精神に障がいのある方の中には、社会生活からのストレスなどが原因となって発症するケースも多いものと考えられています。

このため、保健事業を通じて、生活習慣病対策をはじめとし、心の健康づくりを重点的に取り組むことが求められます。

障がいのある方が地域の中で安心して自立して暮らしていくためには、さまざまな生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが必要です。

そのため、福祉をはじめとする庁内関係部署や国・県の関係機関とのネットワーク化、あるいは社会福祉協議会を中心とするボランティアのネットワーク化など全市的な支援ネットワークを構築する一方、地域を単位とする小域圏での住民相互のネットワーク化に至るまでの重層的な支援ネットワークづくりに取り組む必要があります。

<事業計画>

（1）ライフステージに応じた健康づくりと早期発見

- ①子どもからの健康づくりとして、障がいや疾病の早期発見のため、ハイリスク妊産婦の把握と乳幼児のフォローを継続して実施します。
- ②医療機関・保健所・地域療育センター等の関係機関との連携を図りながら、対象児へ適切な治療・療育ができるように、保護者の支援を継続していきます。
- ③糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、早期介入・重症化予防対策として、市独自の二次検査の実施や家庭訪問の充実を図ります。
- ④関係機関や関係部署と連携を図り、心の健康づくりとして精神保健の普及啓発に継続して取り組み、相談しやすい体制を整備します。

(2) 障がいのある方に対する医療サービスの充実

- ①障がいのある方が安心して治療を受けられるよう、制度の周知を行います。
- ②自立支援医療費の支給及び重度心身障害者医療費助成を今後も継続して行います。

(3) 障がいのある方に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進

- ①保健・医療・福祉・教育・雇用など広範囲にわたる庁内関係部署及び関係機関との一層のネットワークの充実を図り、対象者への円滑な支援体制をつくります。
- ②民生委員・児童委員や各種障害者相談員の情報を共有し、ネットワークの活用を図ることで、地域での生活支援に繋げていきます。
- ③さまざまな既存組織のネットワークづくりを推進し、対象者の情報を共有することで地域での生活支援に繋げていきます
- ④社会福祉協議会を核とした多様な市民ボランティア活動、NPO 活動のネットワーク化をさらに推進します。

(4) 総合的なマネジメント機能の確立

関係行政機関、医療機関、社会福祉法人との連携を強化するとともに、障がいのある方の自立生活の支援や社会参加支援にかかる必要なサービス調整のため、「障害者支援地域協議会」の運営を通じて総合的なケア・マネジメントの実施を推進します。

2 障害福祉サービスの充実

<現状と課題>

平成24年4月から障害者自立支援法に伴う障害福祉サービス体系が、旧体系から新体系へ完全移行となり、その後、平成25年4月から障害者総合支援法が施行され、障がいのある方が地域でできるだけ自立し、安心して生活していけるよう、自らがサービスを選択し利用できることを目指すものとなりました。

新体系サービスにおいて、各サービス内容の充実や、施設入所者、長期入院者の地域への移行や生活の質的向上の視点からサービスの提供及び質を充実していくことが必要です。

<事業計画>

(1) 訪問系サービスの充実

- ①在宅で生活する障がいのある方や施設（病院）生活から地域での生活へ移行する障がいのある方が、利用ニーズや障害支援区分に応じて、適切なサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づくサービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者に対し専門的人材の確保及びその質的向上を今後も継続して働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービスの充実

- ①訪問系のサービスと同様に適切なサービスを利用できるよう、障害者総合支援法に基づくサービスの充実を図るとともに、サービス提供事業者に対し専門的人材の確保及びその質的向上を今後も継続して働きかけていきます。

(3) 居住系サービスの充実

- ①障害者総合支援法に基づく居住系サービスが適切に提供できるよう、サービス事業者への働きかけを今後も積極的に行います。
- ②市の住宅施策の中で、障がいのある方の地域での自立生活の基盤となる住宅の確保について、より一層の充実が図れるように検討していきます。

(4) 地域移行・地域生活定着支援の推進

- ①障がいのある方が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付と事業の周知を図ります。
- ②精神に障がいのある方に対する相談支援を強化するため、相談体制の充実や保健所などの関係機関との連携を図ります。また、地域移行促進及び地域生活定着のため関係者のさらなるネットワークづくりを目指します。

- ③障がいのある方に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関との連携をより一層図るとともに、「成年後見制度」※1の適切な利用や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）※2を今後も推進します。特に、対象者へ利用を促し必要者には成年後見人制度を紹介します。
- ④高齢で障がいのある方においては介護保険制度を優先しながら、地域包括支援センター等との連携に努め、緊急時の支援がスムーズにできるよう支援体制の整備を行います。
- ⑤新たなサービスである「自立生活援助」の周知に努め、利用者の施設（病院）生活から地域社会での生活への円滑な移行に努めます。

（５）就労支援の強化

- ①障がいのある方の雇用を目指し、企業や事業所を対象に障がいの理解と雇用の啓発セミナーを開催します。また、鹿本地域就労支援ネットワーク会議の関係者を中心に市内及び近郊の企業・事業所へ障がいのある方の雇用に向けた職場体験実習の受入れを働きかけます。
- ②新たなサービスである「就労定着支援事業」の周知に努め、利用者の長期の一般就労への定着を推進します。

（６）障害児支援の充実

- ①児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。
- ②保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。
- ③重症心身障害児、医療的ケア児等の特別な支援が必要な障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるように、地域における課題の整理や地域支援の開発を行いながら、支援体制の充実を図ります。

※1 成年後見制度：

判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

※2 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）：

認知症や知的障がい・精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方に対し、本人との契約により、日常生活の範囲内で、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行うもの。

(7) 計画相談支援の充実

- ①障がいのある方からの相談件数が年々増加していることから、さらなる事業の充実を図るために、関係機関と協力しチームでの支援、家族も含めた支援の取組を図ります。
- ②障がいのある方の相談指導や情報提供、サービス利用計画の作成などを行う相談支援事業の質の向上を図ります。
- ③「山鹿市障害者支援地域協議会」を通じ、地域における様々な関係機関との連携を図り、相談機能、ケア・マネジメント機能の強化に取り組むと同時に、事例検討や支援の経過報告等を行い、相談機能の質の向上も目指します。
- ④各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に応じ、継続した支援を行います。

(8) 人的資源の育成・確保

- ①今後のサービス利用のニーズに適切に対応するため、障がいに対しての理解や専門知識の取得はもとよりアセスメント能力を高める勉強会などを開催し、サービス提供者等の資質の向上を図るとともに、新たな人材の育成に努めます。

3 就労支援と雇用機会の拡充

<現状と課題>

ノーマライゼーションの実現のためには、就労はとて大切な要件であり、障がいのある方が、可能な限り雇用の場に就くことができるようにすることが重要です。

障がいのある方の就労は、就労機会の不足をはじめ、就労に際しての職場での理解不足や処遇の問題など、さまざまな問題を抱えています。

しかし、障がいのある方の就労を支援・促進することは、その地域での自立した生活を確保していく上で不可欠であり、障害者総合支援法における制度改革の大きなテーマの一つと位置づけられています。

このため、障害者総合支援法による就労移行支援や就労継続支援といった障害福祉サービスの提供を図っていくことが必要です。また、最終的な目標である一般就労を支援・促進するためには、企業などの受入れ先の理解が不可欠であり、公共職業安定所（ハローワーク）や商工会議所などの関係機関・団体との連携を図り、サービス事業者等に対する啓発活動を充実するなど、障がいのある方の雇用を促進していく仕組みづくりが必要です。

<事業計画>

（１）施設から一般就労への移行支援

- ①障がいのある方の一般就労を支援するため、サービス事業者に対する障害者総合支援法による就労移行支援事業の取組を推進するとともに、就労支援のさらなるネットワーク充実を目指します。
- ②障がいのある方の就労を継続的に支援できるよう、サービス事業者に対して障害者総合支援法による就労継続支援事業への移行をサービス事業者に働きかけます。特に、新規サービス事業所においては、障がいのある方の支援への理解を深めるために関係機関の協力体制を整備し、就労支援ネットワークの充実を目指します。
- ③就労支援部会等での勉強会や就労支援セミナーの開催を通じて、関係者への情報提供を行い一般就労への移行を目指します。

（２）障がいのある方の雇用の促進

- ①関係部署等と連携し、市として障がいのある方の雇用の促進を目指します。
- ②事業主に対して、障がいのある方の雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底を図るとともに、法定雇用率の達成を促進するなどの啓発活動を推進します。

今後は、商工会議所等の関係機関と連携し、事業主へのセミナーの参加を求める啓発活動を行います。

③就労希望者の把握を関係者で行い、適宜ハローワークを紹介し職業訓練につなげます。

第3章 障がいのある子どもの健やかな育成を支援する

1 障がいのある子どもの保育・療育・教育の充実

<現状と課題>

障がいのある子どもの支援を行うに当たっては、本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが重要です。このため、障がいのある子どもやその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図る必要があります。

また、アンケート調査を見ると、現在通園・通学している学校等を卒業した後の進路は、進学や就労を支援する施設、職業訓練校へ通いたいという希望が多い結果となっています。障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が必要です。

さらに、障がいのある子どもが福祉支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

<事業計画>

（1）障がいのある子どもの保育・療育の充実

- ①障がいの状況に応じた対応や、支援が必要と思われる児童の早期対応等、専門機関と連携し、より一層の統合保育を実施します。
- ②障がいのある子どもに対して、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行うため、就学前にサポートブックを作成し、就学後の個別支援計画を含むサポートファイルへの円滑な移行ができる支援体制を確立します。
- ③幼稚園・保育園・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・通園施設など関係機関との連携を密にし、鹿本地域療育センターの指導・助言を受けながら、相談支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの受入れ体制の整備に取り組みます。
- ④「子ども総合相談窓口」を利用し、関係機関との連携、支援体制の充実に努めます。
また、幼稚園、保育園職員のスキルアップに努め、他の幼稚園、公私立保育園への指導・助言ができる体制整備を目指します。
- ⑤鹿本地域療育ネットワーク会議等で、県など関係機関との連携を図り、組織体制を強化することにより、子育て支援から就労支援・生活支援の相談体制のさらなる充実を目指します。

(2) 特別支援教育の充実

- ①関係機関等との連携を密にし、情報の共有化を図りながら、就学相談・指導の充実に取り組んでいきます。
- ②インクルーシブ教育[※]についての教員研修の充実を図り、一人ひとりの教職員の資質向上に取り組んでいきます。
- ③配慮が必要な生徒については、確実に移行支援シート等を活用しながら、一人ひとりの生徒に応じた進路指導につなげていくようにします。また、進路・就労に関する情報の共有化を進めていきます。

※ インクルーシブ教育：

障がいのある子どもを含む全ての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を行う教育のこと。

第4章 生活の安全を地域で支える

1 安心・安全な生活環境づくり

<現状と課題>

障がいのある方は、日常生活や社会生活を送るなかで、利用できない商品やサービスなどの様々な社会環境に囲まれています。特に、道路などの段差解消や障がいのある方の利用に配慮したトイレの設置など、生活環境全般にわたるバリアフリー化が必要であり、これらは障がいのある方の社会参加を推進する上での前提条件となります。

このため、福祉のまちづくりの考え方を広く周知し、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサル・デザインの視点も取り込みながら、障がいのある方をはじめ市民のだれにもやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

また、生活の基盤となる住宅については、バリアフリー化を一層推進することが必要であり、そのための情報提供や相談体制を整備し、啓発普及を図っていくことが必要です。

<事業計画>

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

- ①公共施設や公衆トイレ、案内表示などは、障がいのある方にとって利用しやすいバリアフリー化やユニバーサル・デザインに配慮した計画的な整備を推進します。
- ②公共施設、小学校及び病院の周辺など、交通弱者の方が利用する歩道を優先的に段差や勾配の解消に努めます。
- ③障がいのある方の生活に身近な施設において、施設の新設や更新の際には、障がいのある方が利用しやすいよう配慮し、改善に取り組んでいきます。

(2) 移動支援の充実

- ①障がいのある方が就労等に伴い運転免許を取得する場合や、身体障がいのある方が自ら所有し運転する場合に、自動車の改造のための助成を行います。今後も、より多くの方がこの制度を利用できるよう周知の充実を図ります。
- ②障がいのある方の外出支援のための移動支援については、ニーズの的確な把握に努め、関係部署と協議を行い、適切な事業の推進を図ります。

(3) 障がいのある方に配慮した住まいの確保

- ①障がいのある方の地域生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、事業所と協力しながら、グループホーム等の適正な整備を推進します。
- ②障がいのある方の生活の場が確保できるよう、関係部署と協議を進め、公営住宅の確保、入居条件緩和など、継続してより一層制度を充実していきます。

2 障がいのある方に配慮した防犯・防災対策の推進

<現状と課題>

障害のある方が、安全な環境で安心して生活を営むためには、地域の防災・防犯体制の中で配慮がなされることが必要です。

現在本市では、「山鹿市地域防災計画」を策定していますが、災害時における障がいのある方の安全を確保する上で、日頃からの支援体制の充実や避難時における支援体制の確立に対する要望は、アンケート調査の結果にも現れています。

しかし、大規模災害時の避難に関して、行政の支援には限界があり、地域での助け合いが重要です。そのため、障害者団体等の情報を活用するほか、民生委員や自治会との連携が必要です。

近年発生した熊本地震の避難所では、障がいのある方にとって周囲とのコミュニケーションの問題や服薬、必要な医療など障がいのない方とは異なるさまざまな問題が生じたため、避難所における障がいの特性に応じた合理的配慮の推進や一般避難所における福祉避難スペースの確保及び一般避難所と福祉避難所の連携体制の整備が求められます。

また、近年の犯罪は、広域化・巧妙化し、障がいのある方などを狙った悪質商品販売や詐欺などの被害が全国的に発生しています。このため、障がいのある方やその家族をはじめ広く市民に対し防犯意識の高揚を図っていくとともに、地域全体で防犯体制を充実していくことが必要です。

<事業計画>

(1) 地域単位での防災・防犯体制づくりの推進

- ①地域において適切な防犯や災害時の救助・避難体制を確立するため、地域の消防団や関係機関との連携体制の強化を行い、さらに自治会を対象とした講演会を開催し、自主防災組織の組織率 100%を目指します。
- ②地域で障がいのある方などの災害時の要支援者の実態を把握し、「山鹿市地域防災計画」のもと、「自助・共助」の意識を高め、避難行動要支援者の同意に基づき名簿作成などを進め、さらに個別計画の策定を行い、災害時の迅速な対応につなげます。
- ③市の自主防災組織育成事業補助金を活用し、組織活動の充実と活性化を図ります。

(2) 防災知識・情報の提供

- ①障がいのある方に対して防災意識を高めるとともに、「山鹿市地域防災計画」に基づき、避難場所、避難誘導組織などの情報提供を図ります。

②防犯に関する啓発活動や災害時に効果的かつ迅速に必要な情報が提供できるよう、要援護者一人ひとりの個別計画のもと、聴覚障がいの方など障がいの特性を考慮した緊急情報提供のシステム化を目指します。

第5章 安心できる相談・支援体制をつくる

1 安心を支える相談体制の充実

〈現状と課題〉

障がいのある方やその家族介護者が生活していく上で、ライフステージを通じて様々な分野において、一人ではなかなか解決できない問題や障壁が生じることがあります。

特に、誤った知識のままにいる場合や、スムーズな解決の方法から遠ざかっていたり、解決を諦めてしまっている場合などがあるため、障がいのある方やその家族介護者に生じた問題や障壁について、より良い解決策を助言し、安心して、より快適な生活を送ることができるよう支援する必要があります。

そのため、関係部署との連携強化を図りながら、県や社会福祉協議会などの関係機関、団体などとも連携し、障がいのある方やその家族が安心して相談できる体制づくりを進める必要があります。

〈事業計画〉

（1）市役所窓口サービスの充実

- ①市役所窓口到手話通訳ができる人を配置したり、障がいの状況について情報の共有化を図ることにより、相談内容に特化したサービスの充実を図ります。
- ②相談内容に対応できる体制の充実を図るため、市役所に福祉の総合的な窓口の設置を検討します。

（2）総合的な相談ネットワークの構築

- ①障がいのある方の相談内容に迅速かつ的確に対応し、精神的・身体的な負担を軽減するために、一般相談員や関係部署との連携による「ワンストップ相談」*の充実を目指します。
- ②社会福祉協議会や障害福祉サービス事業所等、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを今後も一層推進します。

* ワンストップ相談：

さまざまな分野にわたる障がいのある方やその家族からの相談に効率的かつ迅速に対応できるよう、関係部署の連携により一つの窓口で対応できるようにする。

(3) 一般相談員等の相談員活動の充実

- ①障がいのある方やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる一般相談員や身体障害者相談員^{※1}、知的障害者相談員^{※2}などによる相談活動の充実を図り、生活の不安解消、問題解決に努めます。

(4) 民生委員・児童委員の相談活動の充実

- ①障がいのある方やその家族で援助を必要とする方に、相談支援や個別援助活動がより身近に気軽にできるよう、民生委員・児童委員と連携を行い、相談活動等の充実を推進します。
- ②民生委員・児童委員専門部会においても、研修を行い、相談活動のための知識拡大を図ります。

(5) 相談支援体制の充実

- ①相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターについて、設置の検討を行い、相談支援体制の充実に努めます。

(6) 権利擁護の推進

障がい者虐待防止センターを中心とし、障がいのある方の権利侵害や、虐待等の困難事例への対応、成年後見制度の周知・支援を行い、権利擁護の推進を図ります。

※1 身体障害者相談員：

身体障害者福祉法に基づき、身体障がいのある方の福祉の増進を図るため、その相談に応じるとともに、必要な援助を行う相談員。

※2 知的障害者相談員：

知的障害者福祉法に基づき、知的障がいのある方の福祉の推進を図るため、知的障がいのある方やその保護者の相談に応じるとともに必要な援助を行う相談員。

2 生活を支える情報提供の充実

〈現状と課題〉

日常生活や社会生活を営む上で、情報の収集と発信、コミュニケーションにはとても大きな役割があります。障がいのある方やその家族介護者にとって、情報の収集と発信、コミュニケーションの役割はより重要となります。情報の収集と発信、コミュニケーションが不通となった場合、全く身動きが取れなくなってしまいます。日常生活や社会生活は、情報とコミュニケーションによって成り立っていると言えます。

障がいのある方が安心して日常生活や社会生活をおくる上で、また障がいのある方へのさまざまな施策を推進する上でも情報提供を充実することが最も重要な課題の一つであります。その必要性はアンケート調査においても強く指摘されています。

そのため、障がいの内容や程度を考慮した情報提供の充実を検討し、適切な時期に適切な情報提供が行える体制を整備することが必要です。

〈事業計画〉

(1) 障がいの特性に配慮した情報提供

- ①防災行政無線等により、視覚に障がいのある方に配慮した音声情報提供を検討します。
- ②インターネットなどの文字媒体以外の情報提供手段についても効果的な利用方法を検討し、今後も、住民への情報提供の場として内容の充実を図ります。
- ③重要文書や案内文書などについて、障がいの特性に配慮した広報伝達を検討します。

第6章 計画の推進体制の確保と進捗管理

本計画の実施にあたっては、山鹿市障害者支援地域協議会と連携しながら、計画の進捗状況の点検や評価等計画の進行管理を行います。

また、障害福祉計画についての国の基本指針※に則って計画を推進できるよう、関係機関・団体・地域住民・サービス事業者等と情報交換を行い連携を密にすることで、とぎれないサービス提供体制が確保できるよう努めていきます。

計画の進捗管理については、利用者のニーズに対応して、P（Plan 計画）D（Do 実行）C（Check 評価）A（Action 行動）サイクルに沿って、サービス提供体制の整備と見直しを行っていきます。

※基本指針

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 就労定着に向けた支援
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障がいのある子どものサービス提供体制の計画的な構築
- 発達障がいのある方への支援の一層の充実